

進むグリーン&サステナブルファイナンスの フレームワークづくり

環境金融研究機構 代表理事
藤井 良広

米国のバイデン政権登場により、国際的な気候変動へのコミットメントは一気に前進した。主要国は、温室効果ガス排出量の「2050年ネットゼロ」に加え、「野心的な」2030年の中間目標を宣言、パリ協定の目標実現への取り組みが現実課題となった。民間金融市場の資金の流れを、気候変動あるいはサステナビリティ課題の解決に向かわせるグリーン&サステナブルファイナンスのフレームワーク整備も「待ったなし」である。本稿では、同フレームワークの軸となるサステナビリティ情報開示、グリーン事業評価のタクソノミー、カーボンプライシングに焦点を合わせる。従来は、欧州中心で、かつ民間主導の自主的取り組みが主だった。新たなフレームワークづくりでは、米国を軸とした国際化、義務化がキーワードだ。

1. サステナビリティ情報開示整備の展開

1.1 自主的フレームワークからの収斂^{しゅうれん}

ESG、サステナビリティ、あるいは非財務分野の情報開示はこれまで、民間非営利団体による自主的フレームワークが主導してきた。グローバル・レポーティング・イニシアチブ (GRI)、CDP (旧カーボン・ディスクロージャー・イニシアチブ)、サステナビリティ会計基準審議会 (SASB)、気候情報開示審議会 (CDSB)、国際統合報告評議会 (IIRC) などだ。それぞれの取り組みにはそれぞれの成果、貢献があるが、利用が広がるにつれ、利用者 (企業、投資家) からは重複性、比較可能性、信頼性などでの指摘が増えてきた。特に2017年に気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) による気候情報開示の提言が示されるや、各基準の収斂、共通基準化への期待が高まった。

GRIなどは2018年、「Corporate Reporting Dialogue (CRD)」を設立し、各基準とTCFD提言との整合性を確保する「Better Alignment Project (BAP)」¹に取り組んだ。CRDには財務会計の国際基準を担う国際会計基準審議会 (IASB)、米連邦財務会計基準審議会

(FASB)、共通基準をつくる国際標準化機構 (ISO) も加わり、民間ベースでの収斂を促した。ただ、BAPの作業は各団体の思惑の違いなどから、十分な収斂は進まなかった。

事態が転換するのはIASBを運営するIFRS財団が2020年9月にサステナビリティ情報開示の基準化を自ら手掛ける表明をしてからである。現行の財務会計基準のIASBと同様に、サステナビリティ基準機構 (SSB) を設置する方針を打ち出した。各国の証券監督機関の国際機構である証券監督者国際機構 (IOSCO) がIFRS財団を全面支援し、官民連携の形で作業が進む流れだ。IOSCOの参加は、気候関連情報開示を促す政策当局の強い意向を示している。

1.2 サステナビリティ情報開示のプロトタイプ

IFRS財団は組織内でSSBをIASBと並立させ、IFRSサステナビリティ基準を制定する組織改革案も公表した²。その中でSSBを、IASBと並ぶ形の国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) と改め、IFRS財団自体が財務・非財務両方の基準作成機関を統括する方向を示した。

実際の同情報開示の概要として、CRDを構成する5団体が2020年末に情報開示のプロトタイプ案を公表している³ (図1)。

気候関連金融情報開示フレームワーク ^①		
ガバナンス ^②		<ul style="list-style-type: none"> 情報開示の対象^④ 内容^④
戦略	戦略 ^③	
	ビジネスモデル ^③	
	予測 ^③	
リスクマネジメント ^②		<ul style="list-style-type: none"> 情報開示の対象^④ 内容 (産業横断的、産業特性の気候関連金融情報開示)^④
基準と目標 ^②	<ul style="list-style-type: none"> 操業時^③ リスク^③ 	
AnnexA: アプリケーション・ガイダンス ^②		
産業横断的、産業特性のアプリケーションガイダンス (基準と目標) ^②		
AnnexB: 定義 ^②		

出所: Reporting on enterprise value. Dec.2020

図1 気候関連財務情報開示基準のプロトタイプ案

提案されたプロトタイプ案は、IASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」と同実務記述書第1号(PS1)の「Management Commentary(経営者による説明)」、同実務記述書第2号(PS2)の「Making Materiality Judgement(重要性に関する判断の行使)」を踏まえている。加えてTCFDの4基本的要素である、「ガバナンス」、「戦略」、「リスクマネジメント」、「基準と目標」、に沿って設計する手順だ。IASBの概念フレームワークの共有で、開示対象情報の基本的な質的特性である①目的適合性②忠実な表現、の2点と、補完的特性である③比較可能性④検証可能性⑤適時性⑥理解可能性、を共通化する。

プロトタイプ案はサステナビリティ金融情報開示基準と気候関連金融情報開示基準に分かれている。ともに基本的フレームワークは同じ。違いは、気候情報開示では「基準と目標」の分野で、産業セクター別のガイダンスを位置付けた点だ。

現時点ではこのプロトタイプ案は参考情報にすぎない。だが、同案の作成にはIFRS財団やIOSCOも関わっており、IFRSサステナビリティ情報開示の基本的な枠組みの土台になるとみられる。

1.3 IOSCOの参画の意義

技術的な情報開示の枠組み整備が民間団体によるプロトタイプの役割とすれば、IOSCOは基準に金融監督の視点を求める形のような。IOSCOは2021年3月、IFRS財団のISSB作業に参画するため、自らのサステナブルファイナンススタックフォース(STF)の下に、技術専門家グループ(TEG)を立ち上げた。TEGは、IFRS財団のISSBのフレームワークづくりの妥当性などを評価・分析・助言する役割を担う⁴。IOSCOがサステナビリティの情報開示に作成段階(立場はオブザーバー)から深く関わるのは、財務会計基準の場合と微妙に異なる。サステナビリティ、非財務分野への民間資金の流れを促す一方で、定量化が容易ではない同分野の情報開示に伴う不確実性評価(グリーンウォッシュなど)への対応とみられる。

IOSCOのTEGの共同議長は米国とシンガポール金融管理局(MAS)。バイデン政権下の米国はG20のサステナブルファイナンス・スタディグループ(SFSG)の復活を主導し、中国と共同議長に就いた。グローバル基準づくりをリードする強い意志が感じられる。

1.4 EUのサステナビリティ情報開示

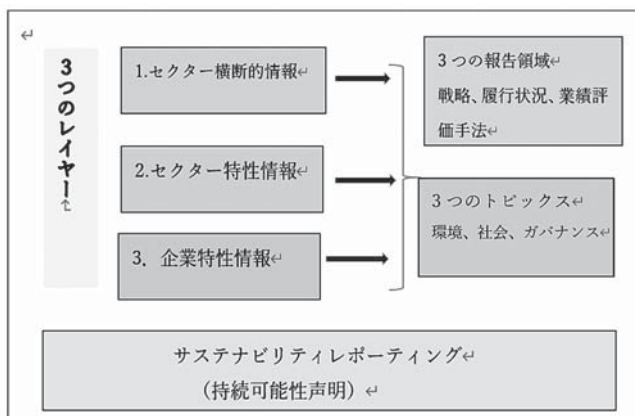
IFRS財団による国際共通基準づくりと並行する形

で、国別・地域別の取り組みも急展開している。注目はEUと米国だ。サステナブルファイナンス行動計画で先行してきたEUは、2021年3月、サステナブルファイナンス開示規則(SFDR)を発効した⁵。金融機関や資産運用マネージャーなどの各機関のサステナビリティ情報開示と、ESGファンドなどの金融商品の情報開示を義務付ける内容だ。

次いでEUは、企業にESGなどの非財務情報開示を定めた非財務情報開示指令(NFRD)を、企業サステナビリティ情報開示指令(CSRD)に切り替える案を2021年4月に公表した。金融機関向けのSFDRと企業向けのCSRDはともに、ISSBの国際共通基準と連動する位置付けだ。

ただ、SFDRの情報開示の内容を定める規制技術基準(RTS)は、発効段階では金融監督当局と市場関係者の間で合意できず、調整を先送りした。RTS案は金融機関と金融商品の両方に義務的な開示を求める。金融機関の開示では、化石燃料企業への投融資総額など14の環境・社会分野の重要業績指標(KPI)を求め、金融商品ではタクソノミーや「Do no significant harm(他の環境・社会要因への重要な有害影響がないこと：DNSH原則)」などに関する開示を求めた。これに対し金融機関側は開示負担の重さや、次にみるタクソノミー問題が未決着なことなどから合意を先送りしたものとみられる。

もう一方のCSRDは、当初はNFRDの規則(Regulation)化が模索された。ただEU加盟国の国内企業対応を考慮する形で指令(Directive)のまま、内容を強化、対象範囲もNFRDの約4倍の4万9,000社に拡大するとした。2022年設定(2023会計年度から適用)をめざす⁶。



出所：Proposals for a relevant and dynamic EU sustainable reporting standard-setting: EFRAG. Feb.2021

図2 CSDRの開示の設計目標

1.5 米国は SEC 基準の義務化か

米国は 2010 年に制定した SEC の気候情報開示ガイダンスを、どう「改め」、どう「義務化」するかが焦点だ。2010 年時点の気候情報開示では、米国は EU よりも先行していたわけだ。だが、同ガイダンスでの開示は自主的なもので、実際の開示自体も限られていた。特にトランプ前政権下ではほとんど活用されてこなかった。

しかし、SEC ではバイデン政権に移行する直前に、投資家アドバイザリー委員会 (IAC)、アセットマネジメントアドバイザリー委員会 (AMAC) がそれぞれ ESG 情報開示の強化・最新化を提言した。ともに市場からの要請である。これらを受け、SEC は 2021 年 3 月、気候・ESG 情報開示でのパブリックコメントの募集に踏み切った (期限 2021 年 6 月半ば)。

連邦、州の各議会でも、気候情報開示法案が相次いで提出された。エリザベス・ウォーレン連邦上院議員らの「Climate Risk Disclosure Act of 2021⁷」や、カリフォルニア州のスコット・ウィーナー上院議員らによる「Climate Corporate Accountability Act⁸」などだ。

いずれも TCFD 提言を踏まえ、義務的開示を求める内容だ。EU と微妙に異なるのは、金融機関への対応だろう。先述のように EU は金融機関を対象とした SFDR を域内共通の規則とした。米国の開示法案には TCFD を踏まえたセクター別アプローチを求めるものもある。その場合でも金融機関は複数のセクターの一つとの位置付けが主だ。

EU は、SFDR を制定し、金融機関にサステナブルファイナンス市場づくりの「責任」を求めるかのようにも見える。これに対して世界最大の金融市場を抱える米国が求める気候情報開示案は、あくまでも気候・サステナビリティ情報を、金融機関を含む市場参加者が利用しやすくする市場整備の一環との扱いに映る。気候・サステナビリティの義務的開示は、ニュージーランド、英国、香港などの他国・地域にも広がりつつある。情報開示の義務化はすでに大きな流れとなっており、それらをどう国際基準化、共通化するかが焦点だ。

2. タクソノミーの二つの課題

2.1 EU サステナビリティ・タクソノミーの攻防

EU のサステナブルファイナンス行動計画の軸になるのがグリーン&サステナビリティ事業を分類するタクソノミーである。SFDR の情報開示規則で先送りさ

れた RTS にも、低炭素投資ベンチマークの対象資産の評価にも、もちろん欧州グリーンボンド基準 (GBS) にも、タクソノミーは基盤となっている。

タクソノミーの規則は 2020 年 6 月に成立した。だが、具体的な事業分類のクライテリアを定める欧州委員会の Delegated Act (DA) を巡って、2020 年末から 21 年 4 月にかけて、EU 内で激しい攻防が展開された。

EU のタクソノミー原案は、欧州委員会技術専門家グループ (TEG) が 2020 年 3 月に最終報告として公表した気候緩和分野 8 セクター 71 業種、気候適応分野 9 セクター 69 業種。これを受けて欧州委員会が作成した当初の DA 案では、TEG 報告から天然ガスの扱いを緩和し、さらに TEG 報告で除外された原子力発電を再度、取り込む方向性が示された。こうした「修正」の広がりから、TEG を受け継いだ「サステナブルファイナンスプラットフォーム (PSF)」の委員が強く反発する展開となった。

2021 年 4 月の決着では、争点の天然ガスと原子力発電所などの扱いを先送りし、合意できる事業に絞った DA をまず提出、その後にはガスや原子力発電などの補完的 DA を提出する 2 ステップアプローチを示した。天然ガスと原子力発電の扱いでは、EU 加盟国の政治的判断が反映されたとみられる。石炭依存度の高い東欧諸国の「ネットゼロ」実現に向け、天然ガスあるいは原子力発電がともに「現実的な選択肢」とみなされたためだ。さらに、天然ガスは「脱原子力発電」「脱石炭」を決めているドイツが、原子力発電は「原子力発電大国」のフランスが、それぞれ支援する「暗黙の圧力」もあったとみられる。

歴史的に、EU では内部対立で決着が難しい場合、取りあえず争点を先送りしながら、「妥協点」と「次のステップ」を探る「EU の知恵」を発揮するのが常道だ。今回の場合、「次のステップ」として、EU を超えた国際的な共通化の場を想定するとともに、「妥協点」として先送りする事業をネットゼロに向かわせる移行 (トランジション) タクソノミーを整備する方針のようだ。

2.2 国際共通タクソノミーの可能性は

天然ガス、原子力発電の二つの「政治的課題」を中心に、サステナブルファイナンスの国際共通タクソノミーづくりをめざす場合、これまでの EU 主導の議論に加え、米国、中国の対応が重要になってくる。EU はバイデン政権発足の直前から、気候、サステナブルファイナンスでの米欧協調を呼び掛けてきた。これに

応える形で、米国は前述の情報開示や2030年目標設定などでは、EUに同調する姿勢を示した。ただ、これまでのところ、共通タクソノミーに対しては明確な反応をみせていない。

一方の中国は、EUがタクソノミー国際共通化のために設立した「サステナブルファイナンスの国際プラットフォーム (IPSF)」の共同議長をEUとともに務めている。中国人民銀行総裁の易綱 (Yi Gang) 氏は2021年4月に、企業の気候リスク情報開示の義務化と、グリーンタクソノミーの国際共通化に言及している⁹。

IPSFには日本を含め、17カ国 (地域: EU) が参加しているが米国は現時点では参加していない。タクソノミーの国際共通化は、世界最強の金融市場を持つ米国抜きにはあり得ない。EUで激論になった天然ガスと原子力発電は、米国ではそれほどセンシティブではないようにも映る。実際、米国は豊富なシェールガス市場を抱え、原子力発電でもバイデン政権はロシア、中国に先を越されている小型モジュール原子炉 (SMR) の開発・輸出を重視する姿勢だ。中国も、「脱石炭」に向け、天然ガスと原子力発電はむしろ促進の立場だ。前述したように、米中は、G20のSFSGの共同議長国を務める関係にもある。

2021年3月に再開したG20のSFSGは、主要テーマを「サステナブルレポートと、サステナビリティ投資の分類・評価基準」に置いたとされる¹⁰。前者は「サステナビリティ情報開示の整備」であり、後者はまさに「タクソノミーづくり」だ。IPSFとSFSGの両方の共同議長を務める中国が、EUと米国をタクソノミーの扱いで取り持つ形にもみえる。中国の立場は、政治的でもあるが、中国がEUとの間でタクソノミーの実用化で密接な交渉を続けてきた点を忘れてはならない。

中国は2015年末にグリーンボンド市場の国内ガイドラインを制定した。その際、資金用途先に「クリーンコール (超々臨界圧石炭火力発電所: USC など)」を含めた。これに対してEUが中国側と数年にわたる調整を重ねた結果、2020年半ば、中国はEUの主張を受け入れる形で同事業の「グリーン」からの除外を決め、2021年7月から施行の予定だ¹¹。

中国の方針転換は、グリーン事業を分類するタクソノミーが、事業への投融資資金の流入と密接に関連することを理解したうえで、国際性の高いEU基準に適合させることを優先したと思われる。ただ、米国はグリーン資金の取り込みを重視する中国とは異なり、中

国などの新興国や途上国でのグリーン事業市場への資金の出し手側である。米国は気候・サステナビリティ課題の市場評価に際して、タクソノミーの有効性と、後述するカーボンプライシングの有効性とを吟味している状況にもみえる。

2.3 移行タクソノミー

EUの議論の「妥協点」として浮上してきたのが「移行タクソノミー」だ。元々、EUのTEGタクソノミー原案では、対象事業をグリーン事業、移行事業、他の事業をグリーン化する事業 (Enabling事業) に3分類している。先の天然ガス、原子力発電の議論は、このうち移行事業に相当する。ただ、TEG原案段階での移行事業のとらえ方は、天然ガスや自動車などの相対的にCO₂排出量の少ない事業を指し、それら「中間的な事業」を一定期間でグリーン化するものと整理していた。

これに対してEUの議論で示される移行タクソノミーは、鉄鋼、化学、セメントのような、明らかに炭素集約型の「ブラウン事業」を想定。その中に天然ガスや原子力発電も含めて整理しようというスタンスとみられる。世界のエネルギー市場の大層が依然として化石燃料に頼っている現状を踏まえると、再生可能エネルギー事業の推進だけではなく、膨大な既存のブラウン事業を迅速にグリーンに移行させるほうがグリーン化効果は高いとの見方もできる。

ブラウン事業の移行タクソノミー設定の必要性について、TEGの最終報告でも「Environmentally Harmful Activities (環境に有害な事業活動) の改善」に言及している¹²。ブラウン事業の「温存リスク」を指摘したうえで、「環境目標の達成に重要な投資」と位置付け、ブラウンタクソノミーの必要性を提唱していた。

ただ、EUのTEGおよび後継のPSFの作業は、先行した気候緩和・気候適応の2分野に続いて、サーキュラーエコノミー、水・海洋資源の利用と保全、汚染の予防と抑制、生物多様性とエコシステムの保全と再生の4分野のタクソノミー開発を優先する形で、移行タクソノミーは「その次のステップ」にとどまっていた。

移行タクソノミーについては、日本の研究者で組織する「トランジション (移行) ファイナンス研究会: TFSG」が2020年10月に公表した「移行ファイナンスガイド」で、国際的に整合する「移行タクソノミー」の制定を提案している¹³。

一方で、グリーンボンドなどの市場原則を公表する

国際資本市場協会（ICMA）は2020年12月、「クライメイト・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」を公表した¹⁴。だが、その中ではタクソノミーは示していない。産業界、各国などとの調整を回避した形だ。こうしたことからEUのPSFが本格的な移行タクソノミーを整備する意義は高まる。その視点に国際性、共通性、義務化の観点がどう盛り込まれるかだ。

3. カーボンプライシングへの展望

3.1 炭素税が排出権取引か

バイデン政権が気候対策重視を掲げたことで、企業に取り組むCO₂排出抑制対策と金融機関による気候・サステナブルファイナンスの両面での「もう一つの論点」として浮上しているのがカーボンプライシング（価格づけ）だ。CO₂削減の価格が市場評価されることで、対策の費用対効果、投融資のリスク・リターンが把握しやすくなるためだ。カーボンプライシングの手法は、排出企業に炭素税を課すか、排出権取引を導入するかに分かれる。あるいは両方の導入も検討される。

すでにEUは2005年以来、EU排出権取引制度（EU-ETS）を導入、今年から第4フェーズ（2021～2030年）が開始の予定だ。EU-ETSはEUの排出削減対策の主要手段だ。これまでは、発電・ボイラーなどの燃焼系施設中心の規制だったが、これを道路輸送や住宅・ビルなどに拡大する方針だ。EU-ETSはキャップ&トレード方式なので、対象企業はクレジット（EUA）価格を踏まえ、対策の強化かクレジット購入かの選択が可能になる。

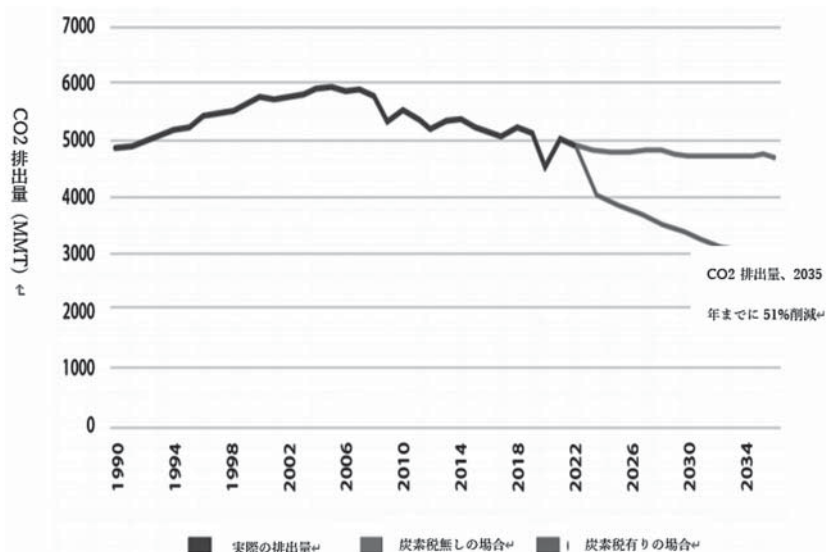
一方の炭素税はCO₂排出量に応じて排出企業に課税し、企業の排出削減を促し、低炭素化を進める手法だ。バイデン政権の財務長官のジャネット・イエレン氏が、炭素税を念頭にカーボンプライシングを重視する発言¹⁵をしたことで、同税の導入を有力視する向きもある。

両方式にはメリットとデメリットがある。炭素税は議会の承認を得れば容易に導入できるが、対象企業は税を払えば排出できるため、全体としての削減効果は限られるとされる。一方の排出権取引は制度設計が炭素税に比べて複雑だが、排出量の総量規制をとるため、削減効果は高い。米国でも東部11州による発電所対象の地域温室効果ガスイニシアチブ（RGGI）や、カリフォルニア州でも排出権取引制度が定着している。中国も今夏から全国版の排出権取引制度（C-ETS）を稼働させる。

こうした環境下で、米国が全国版のカーボンプライシング制度を導入すると、プライシングの国際化と義務化を一段と加速するのは間違いない。だが、プライシング議論はそこにとどまらない。

3.2 カーボン国境調整メカニズムの行方

すでにEUが提唱しているのが「カーボン国境調整メカニズム（CBAM）」の導入だ。EUよりも緩い温暖化対策の国からのEUへの輸出品が、EUの規制を受けるEU企業の製品よりも、市場競争力を高めることにならないよう、EUと同等の規制負荷を輸出品に課す仕組みだ。世界貿易機関（WTO）のルールとの調整が最大の課題だ。EUはCBAMでも米欧協調を



出所：Climate Leadership Council. “Meeting the Climate Challenge”, Apr.2021

図3 米国での炭素税導入によるCO₂削減予測

求めている。CBAM 議論は 2010 年前後から欧州を中心に提唱されてきたが、米国でも賛同する研究機関や議員などは少なくない。イエレン氏が共同創業メンバーに名を連ねていた超党派の気候アドボカシーグループ「Climate Leadership Council (CLC)」は炭素税とともに、CBAM 導入を求めている¹⁶。

CLC のレポートでは、排出量の多い企業と CBAM からの炭素税 (Carbon Fee) 徴収で、2035 年には米国の排出量を半減できるとの試算を示している (図3参照)。

CBAM では米欧の足並みがそろそろ可能性はあるのだが、微妙なのが中国だ。4 月の「気候リーダーズサミット」の直前に訪中したジョン・ケリー米気候特使と会談した副首相の韓正氏は、「(先進国の行動は)『共通だが差異ある責任』に基づかねばならない」と発言した。これは CBAM を牽制する意味と受け取られている¹⁷。「共通だが差異ある責任」はグローバルな温暖化交渉での途上国側の基本的立場だ。

一方でケリー氏が中国の気候担当の解振华氏と重ねた実務的な「米中気候交渉」の中ではそうしたやり取りは伝えられていない。中国は世界最大の CO₂ 排出国だが、気候情報開示を企業・金融機関に促し、C-ETS を導入し、グリーンファイナンスのタクソノミーを変更するなど、温暖化対策を積み上げている。韓氏の発言は、気候交渉での「途上国の盟主」を任じる中国の政治的発言とみるべきだろう。そう考えると、米中欧の CBAM での距離感はあまりないのかもしれない。

¹ CDR Better Alignment-Project:
<https://corporatereportingdialogue.com/better-alignment-project/>

² IFRS Foundation Exposure Draft:
<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/sustainability-reporting/exposure-draft-and-comment-letters/>

³ Reporting Corporate Value:
https://29kjwb3armds2g3gi4lq2sx1-wpengine.netdna-ssl.com/wp-content/uploads/Reporting-on-enterprise-value_climate-prototype_Dec20.pdf

⁴ IOSCO Media release:
<https://www.iosco.org/news/pdf/IOSCONEW599.pdf>

⁵ European Regulation on sustainability-related disclosures in the financial services sector:
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=C_ELEX:32019R2088&from=EN

⁶ European Financial Reporting Advisory Group:
<https://www.efrag.org/Lab2#subtitle2>

⁷ Climate Risk Disclosure Act of 2021:
<https://www.warren.senate.gov/newsroom/press-releases/warren-casten-colleagues-reintroduce-bill-requiring-public-companies-to-disclose-climate-related-risks#:~:text=today%20introduced%20the%20Climate%20Risk,exposure%20to%20climate%2Drelated%20risks.>

⁸ Climate Corporate Accountability Act SB260:
https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202120220SB260

⁹ 香港綠色金融協會: April 2021
<https://www.hkgreenfinance.org/governor-yi-gang-attended-the-pbc-imf-high-level-seminar-on-green-finance-and-climate-policy-and-delivered-opening-remarks/>

¹⁰ G20 Italia 2021:
<https://www.g20.org/first-meeting-of-the-g20-sustainable-finance-study-group-sfsg.html>

¹¹ 環境金融研究機構「中国独自のグリーンボンドガイドラインの改定案提示」:
<https://rief.jp.org/ct4/102996>

¹² TEG Final Report on the EU Taxonomy:
https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/business_economy_euro/banking_and_finance/documents/200309-sustainable-finance-teg-final-report-taxonomy_en.pdf

¹³ トランジション(移行)ファイナンス研究会 (Transition Finance Study Group in Japan: TFSG)
<http://rief.jp.org/wp-content/uploads/bb459b53925aae0c613b22d05291257a1.pdf>

¹⁴ ICMA Climate Taxonomy Finance Handbook:
<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Regulatory/Green-Bonds/Climate-Transition-Finance-Handbook-December-2020-091220.pdf>

¹⁵ US Senate Committee on Finance:
https://www.finance.senate.gov/imo/media/doc/Dr%20Janet%20Yellen%20Senate%20Finance%20Committee%20QFRs%2001%2021%202021.pdf?utm_source=newsletter&utm_medium=email&utm_campaign=newsletter_axiosgenerate&stream=top

¹⁶ Climate Leadership Council:
<https://clcouncil.org/our-solution/>

¹⁷ 環境金融研究機構「中国、『共通だが差異ある責任』求める」:
<http://rief.jp.org/ct8/113239?ctid=75>

執筆者紹介



藤井 良広 (ふじい よしひろ)

環境金融研究機構 代表理事

1949 年神戸市生まれ。大阪市立大学経済学部卒。元上智大学地球環境学研究所教授、元日本経済新聞経済部編集委員、Climate Bonds Initiative アドバイザー、ISO/TC322 (サステナブルファイナンス専門委員会) 委員、サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) 元ワーキング

グループメンバーなど

主な著書に「サステナブルファイナンス攻防」(金融財政事情研究会)、「環境金融論」(青土社)、「金融 NPO」(岩波書店) など